

関係団体 各位

厚生労働省社会・援護局保護課

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」における  
申請期限の延長について（周知依頼）

貴会におかれましては、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による医療扶助の実施について、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活保護制度においては、令和 6 年 3 月から医療扶助のオンライン資格確認の運用を開始しており、生活保護受給者が委託先医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）で資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととしています（※1）。

医療機関等におかれましては、医療扶助のオンライン資格確認を導入する際、レセプトコンピューター等（以下「レセコン等」という。）の改修が必要となるところ、厚生労働省では令和 5 年度から、レセコン等の改修費用等に係る助成事業（医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業）を実施しており、随時、「医療機関等向け総合ポータルサイト」において周知を図ってまいりました。

当該助成の申請期限については、先般、「令和 8 年 9 月 30 日」とお伝えしていましたが、申請状況等に鑑み、「令和 9 年 2 月 1 日」まで延長しましたので、お知らせいたします。

医療扶助のオンライン資格確認については、医療機関等に対して導入が義務付けられているものではないものの、医療機関等における事務効率化の観点や、受診された生活保護受給者について診療情報・薬剤情報の閲覧等を通じて円滑に医療サービスを提供いただく観点から、既に多くの医療機関で導入いただいています（※2）。

本助成金は今年度で終了となります。未導入の医療機関等におかれましては、早期のレセコン等の改修に向けて積極的なご検討をお願いいたします。また、導入済ではあるものの助成金を申請していない医療機関等におかれましても、早期に申請いただきますようお願いいたします。

貴会におかれましては、本事業の実施及び申請期限の延長について、本事務連絡及び別添にて、改めて会員への周知にご協力を賜りますよう、お願いいたします。

※1 急迫した事由その他やむを得ない事情（医療機関等でオンライン資格確認が導入されていない場合も含む。）がある場合には、紙の医療券・調剤券により資格確認を実施。

※2 指定医療機関における導入率：22.5%（R6.4.1） → 66.9%（R8.4.6）  
なお、各福祉事務所においても、ごく一部の地域を除いて資格情報を登録済

## 記

### 1. 助成金申請対象医療機関等

申請時において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を実施済みの病院、診療所、薬局

※ 申請には、改修に係る領収書（必要に応じて領収書内訳書）が必要です。ご準備できた段階で、医療機関等向け総合ポータルサイトより申請ください。

＜ 医療扶助におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金について ＞

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010217](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217)

### 2. 補助金の内容：

- ① 病院：上限 28.3 万円 ※事業費（上限 56.6 万円）の 1／2 を補助
- ② 大型チェーン薬局：上限 3.6 万円 ※事業費（上限 7.3 万円）の 1／2 を補助
- ③ 診療所、②以外の薬局：上限 5.4 万円 ※事業費（上限 7.3 万円）の 3／4 を補助

### 3. 申請期限

令和 9 年 2 月 1 日（月）

※ 本助成金は今年度で終了となります。

以上

#### 【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課  
保護事業室

TEL：03-5253-1111（内線 2829）